

商標登録利便化改革の推進における

商標登録の作業効率の着実な改善に関する工商総局の意見

発表日：2017年11月17日 情報源：工商総局商標局

各省、自治区、直轄市および計画単列市（政令指定都市に相当——訳注）、副省級市工商行政管理局、市場監督管理部門、各総局機関司局、直属組織 御中

党の第19回全国代表大会の趣旨を徹底し、習近平の「新時代の中国の特色ある社会主義」思想を全面的に実現し、中国共産党第19回全国代表大会の報告書における「知的財産の創造、保護、活用の強化」に関する明確な要求に従って、国務院の「『第13次5か年計画』市場監督管理計画」における商標ブランドの戦略配置に関する計画を実行に移し、商標審査の品質および審査の効率をより一層高め、ブランドによる経済成長のけん引という重要な役割を存分に発揮し、好ましい商業環境を創出するため、商標登録利便化改革の推進について、以下の意見を提出する。

一．改革を強化し、改革目標を明確にする。

党中央、国務院の政策決定に従い、商標ブランド戦略の徹底的な実施、商標登録利便化改革の推進、商標審査体制の仕組み改善をめぐり、世界最高水準に照準を定め、商標審査の品質と効率の底上げを促進し、急増する商標登録出願数の動向に対応し、商標審査業務期間のより一層の短縮を図る。2017年末に商標登録出願受理通知書の発行期間を3か月から2か月へ短縮、商標登録審査期間を9か月から8か月へ短縮を実現し、2018年末までに、商標登録出願受理通知書の発行期間を2か月から1か月へ短縮、商標登録審査期間を8か月から6か月へ短縮、商標権譲渡の審査期間を6か月から4か月へ短縮、商標の登録項目に係る表示変更および商標権の存続期間更新審査期間を3か月から2か月へ短縮、商標検索の時間のずれを3か月から2か月へ短縮することをそれぞれ実現する。

二. 簡制放権（政府機構の簡素化と地方への権限移譲）を推進し、体系・仕組みを改革する。

（一）商標審査協力センターの建設を促進する。既存の商標審査協力センターが一定規模の審査能力に達した前提において、2018年4月に重慶商標審査協力センターも実質的審査能力を持つようにする。また、商標出願数の実情に基づいて、2～3か所の北京以外の商標審査協力センターの増設を統一的に計画する。既存の商標審査協力センターについては、担う審査作業量に応じて、規模と人員の適度な拡大を図る。

（二）地方の商標受理窓口のサービス水準を高める。地方受理窓口の設置に関する審査を加速し、従来の一括承認から申請に即時対応する審査・承認方式に変更する。地方商標受理窓口で電子出願の権限を与えて、個人による電子出願のセルフ端末を増設し、商標業務の受理範囲を拡大する。電子出願を指導する人員を配置し、商標業務プロセスの情報照会、商標登録出願受理通知書の印刷、発行などの機能を増やし、商標業務に関する照会サービスを提供し、公共サービス能力をより一層強化する。

（三）各商標審査協力センターに対する指導と管理監督を強化する。審査官の職務における能力考課と審査品質の管理監督を強化し、商標審査業務における各段階の期限を厳格に守り、審査人員、審査内容に対する二段無作為抽出を実施する。審査基準、業務規程実施の監督指導を強化し、各商標審査協力センターが参加する審査業務会議を定期的で開催し、商標審査業務に関する重大な問題を共同で研究し、審査基準の運用を確実に一致させる。

三. 審査手続きの流れを改善し、審査効率を高める。

（四）商標登録出願受理通知書の発行を加速する。走査による記録、書式審査などの前段階の処理能力を高め、手続きの流れや作業を最適化し、節目の管理を強化し、目標を数値化する。2018年上半期に商標登録出願受理通知書の電子化、当事者によるオンライン印刷を実現し、発行期間のより一層の短縮を図る。

(五) 商標検索の時間のずれを短縮する。各商標審査協力センターの方式審査能力を調整・強化し、実体審査業務の割合に応じて、方式審査業務に当たる職員を充実し、方式審査業務の工程を調整、最適化して、外部ネットワークからの検索の時間のずれを大幅に短縮化する。

(六) 商標業務の電子化の普及促進を図る。400種類余りある既存の商標書式を統合、簡素化し、商標業務の文書発送を郵送から電子文書の送信に転換する。電子送達及び電子登録証システムの整備を加速、推進し、手順の情報の透明度を高め、ショートメッセージと電子メール通知機能を開通する。(電子化により)一部の書面の発送機能に代替し、又は書面の発送機能を最適化する。

(七) 表示変更、譲渡、存続期間の更新審査の効率を高める。商標後続業務の高速審査チャンネルの役割を引き続き発揮し、実体経済の成長を支援する。商標の登録項目に係る表示変更、譲渡、存続期間更新審査の作業量を北京以外の商標審査協力センターに合理的に分配する。商標の登録項目に係る表示変更、譲渡、存続期間更新審査の基準を適正化し、業務の流れを改善する。当事者が電子出願を通じて商標の登録項目に係る表示変更、譲渡、存続期間更新を行うよう誘導し、電子申請の割合を高める。

(八) 商標審査業務の独任制を推進する。商標出願数の増加に応じて、実体審査業務に当たる人員を適度に増員し、独任審査人員の育成を強化し、独任の能力考課を最適化し、独任審査官の規模を拡大する。北京以外の商標審査協力センターの商標審査の能力強化を加速し、商標の実体審査の期間を短縮する。

四. 技術的支援を強化し、自動化を進める。

(九) 商標登録出願手続きの全過程電子化を全面的に推進する。すでに商標の電子公告の実施が実現したうえ、2017年末まで商標の初歩査定から1週間以内に初審公告を行い、出願から登録証発行までの期間を1~2か月短縮する。商標の電子送達及び電子登録証システムの構築を加速するとともに、商標の審判、異議申立て、3年不使用による登録商標の取消しなどに関する電子申請システムの構築計画の立案を促進する。2019年に商標公共サービス全過程電子化システム構築を完了する。

(十) 商標審査のスマート化を進める。引き続き商標の登録と管理の自動化システムの整備、最適化を図り、審査システムの安定性と動作速度を高め、審査効率の保障に向けた技術的支援を提供する。過去の資料の閲覧、検索の便宜を図るため、商標事例データベースを構築する。スマート審査補助システムを構築し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、全文検索などの先進的な技術手法を活用して、審査・審理意見の作成を補助する。図形商標のスマート検索技術を模索し、画像認識、マシンラーニング、人工知能技術により商標審査の検索結果を最適化し、商標の図形検索の品質と性能を高める。

五. 法改正を促し、改革の基礎を固める。

(十一) 商標出願の受理要件と審査事項の簡素化を検討する。主体資格証明書類提出の廃止要求に関する論証を行い、出願に必要な提出書類の簡素化を図る。受理通知書を先行発行するために、補正、費用納付の手続きを後に行うことを論証する。相対的拒絶理由審査の廃止の実現可能性を論証する。

(十二) 商標異議申立て及び審理手続きの改革を論証する。異議申立ての法定期間を3か月から2か月へ短縮、証拠補充期間を3か月から2か月へ短縮、商標権の権利確定期間の短縮を検討する。

(十三) 登録商標の使用義務強化を模索する。職権に基づく休眠登録商標の整理制度の建設を論証する。商標権者の登録後一定期間および商標権の存続期間更新時における使用証拠提供の義務を増設し、商標の買占めおよび売買のための商標登録を根絶する。権利侵害・詐称行為の処罰を強化する。

六. 周知による誘導を強化し、ソーシャルガバナンスを促進する。

(十四) 商標に関する法知識の周知・普及に力を入れる。工商総局のポータルサイト、中国商標網の法律の周知・普及の機能を発揮させる。商標に関する法律の長期的な周知・普及の仕組みを構築し、ウェブ配信プラットフォームを存分に活用し、「インターネットプラス商標関連の法律の周知」行動を推進する。

「4・26 全国知的財産権 PR ウィーク」、「5・10 中国ブランドデー」などの特別活動を積極的に実施する。中国商標ブランド戦略年次発展報告書を公表する。

(十五) ソーシャルガバナンスの水準向上に努める。電子商取引プラットフォーム、スーパーマーケットなどの実店舗の経営主体との意思疎通を強化し、商標文書の法的意義を正しく認識するよう誘導し、申立人に余分な義務を負担させることなく、利害関係者の商標文書に対する正常な需要に応える。商標代理機構の商標関連業務に対する積極的な役割を十分に発揮させ、それが商標出願人の商標関連業務に対する認識および商標出願に対する予測を正しく誘導するよう促し、商標代理の品質と水準を高め、商標出願の補正、不受理、却下、被異議申立ての確率を減らし、出願人の満足度を高める。

七. 入念な手配・実施により、改革の成果を確保する。

(十六) 思想、認識を統一する。思想の誘導を強化し、思想と行動を習近平総書記の第19回全国共産党代表大会報告書における「知的財産権の創造、保護、運用」に関する要求、総局党グループの商標登録の利便化に向けた改革の推進に関する政策決定に統一し、商標審査の体制・仕組みのさらなる整備、商標審査の品質と効率の向上の重要性と緊急性を深く認識し、理解する。

(十七) 組織の指導を強化する。工商総局商標改革指導グループは全体計画の責任を負い、改革業務の全面的に協調し、一元化した推進を図り、改革において遭遇した重大な問題を検討し・解決する。

(十八) 協調の仕組みを整備する。商標業務合同会議制度を確立し、業務に関する意思疎通の仕組みを整え、商標業務の円滑な推進を確実に保証する。工商総局の関係司局と直属組織は各商標審査協力センターの業務の実施、職能の発揮を支援する。

(十九) 速やかに経費を保障する。改革任務の要求に応え、商標業務の経費および情報化推進のための経費の保障を強化する。1件あたりの商標出願のコストを適度に調整し、年間審査件数および審査品質に基づき、商標審査協力センターに割り当てる経費を速やかに計算する。

(二十) 人材チームを育成する。商標審査・審理チームの専門化に努め、絶えずに審査・審理業務に当たる人員の最適化、調整と補充を行う。北京以外の商標審査協力センターの機構設置および人員編成などの業務を支援する。工商総

局の関係司局と北京以外の商標審査協力センターの間で、幹部職員を双方に出向させる。商標業務の補助人員に対する長期的な管理および研修を強化する。

各組織は、思想を統一し、共通認識を形成し、力を結集し、中国共産党第19回全国代表大会報告書に掲げられた「イノベーション型国家の建設加速」、「知的財産権の創造、保護、運用の強化」の要求を堅実に実現し、社会の関心に応え、社会の欲するところを満たし、企業が抱える問題を解決し、商標登録利便化改革を足掛かりとして、商標ブランド戦略を徹底的に実施し、中国製品から中国ブランドへの転換を促し、経済社会の持続的かつ健全で急速な発展を促進しなければならない。

工商総局

2017年11月14日

出所：

2017年11月17日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.ctmo.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/201711/t20171117_270421.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。